

大垣女子短期大学同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は大垣女子短期大学同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を岐阜県大垣市西之川町1丁目109番地
大垣女子短期大学事務局に置く。
- 第3条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて大垣女子短期大学
(以下「母校」と称す)の発展に寄与することを以て目的とする。

第2章 組 織

- 第4条 本会は次の会員により構成する。
- (1)正会員 大垣女子短期大学卒業生
 - (2)特別会員 大垣女子短期大学の専任教職員
(退職教職員含む)
- 第5条 正会員は、卒業時入会金として5,000円、終身会費として
10,000円納入する。
- 第6条 本会員は退会除名その他の理由の如何によらず既納の会費は
一切返還されない。

第3章 役員及び任務

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- (1)委員 10名以上 16名以内
 - (2)会計 2名 [内1名は母校の専任教職員]
 - (3)会計監査 2名
 - (4)顧問 若干名
- 2 役員の中から互選により会長1名、副会長2名、書記2名、
会計1名を選出する。
- 3 会計監査は役員会において正会員の中から選出する。
- 4 顧問は母校の学長、その他現教職員の中より会長が委嘱する。
- 第8条 委員の任期は3ヶ年とする。ただし再任は妨げない。以下同様とする。
- 第9条 本会に役員会を置く。
- 2 役員会は会長、副会長、書記、会計、その他委員及び会計
監査を以て構成する。
- 3 役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。
- 4 会長は必要に応じて顧問を役員会に召集することができる。
- 第10条 会長は本会を代表し、本会の業務を総理し、役員会の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 会計は本会の財務を掌する。
- 4 書記は本会の記録その他を掌する。
- 5 委員は各学科の代表として事業計画の立案及びその他
同窓会運営に必要な事項を処理する。
- 6 顧問は会長の諮問に応じたこれに意見を述べることが
できる。
- 第11条 役員会において議決する事項は次の通りとする。
- (1)事業報告並びに決算報告
 - (2)事業計画並びに予算の決定
 - (3)役員の選出
 - (4)同窓会運営に必要な事項
 - (5)その他
- 2 役員会の議決は出席役員の過半数を以て決する。

第4章 幹事及び任務

- 第12条 本会に幹事を置く。
- 2 幹事は、卒業生から、学科毎に若干名を選出する。
 - 3 幹事は、各学科長の推薦に基づき学長が承認した者及び
本会役員の推薦に基づき会長が承認した者とする。
 - 4 幹事の中から互選により委員を若干名選出する。
 - 5 幹事に欠員が生じた場合には、前項の規定を準用する。
- 第13条 幹事は、会員間の連絡、会員相互の親睦を図るとともに、会長
の業務を補佐し、本会の目的達成に必要なことを行う。
- 第14条 会長は、幹事会を招集することができる。
- 2 幹事会は、幹事を以て構成する。
 - 3 会長は、幹事を役員会に出席させることができる。

第5章 事 業

- 第15条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。
- (1)会誌などの発行及び母校の情報発信
 - (2)母校発展のための諸事業の助成
 - (3)同窓会員の子女・姉妹の入学生及び在学生に対する奨
学事業
 - (4)会員の親睦を図るための事業
 - (5)その他本会の目的達成に必要な事業
- 第16条 総会は必要に応じて会長がこれを招集する。
- 第17条 総会の目的は役員会で議決された重要事項の報告及び会員の
親睦を図る機会とする。

第6章 会 計

- 第18条 本会の経費は入会金、終身会費及びそれより生ずる果実と臨
時収入を以て充てる。
- 第19条 本会の会計は毎会計年度の決算を会計監査の監査承認を経
て、役員会へ提出して、承認議決を得なければならない。
- 2 予算案については、役員会の承認議決を得なければならない。
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 本会支部並びに同窓会

- 第21条 正会員5名以上を有する地方には、本会の支部を設けること
ができる。
- 第22条 本会は各学科ごとに学科同窓会を設け、会員の連絡・親睦を
図ることができる。
- 第23条 同窓会並びに学科同窓会・支部会の細則は別に定める。
- 第24条 規約に定めなき条項及び疑義が生じた時は、会長が本会の趣
旨に則り決するものとする。

附 則

1. この本会会則の改廃については、役員会の意見を徵して決定するこ
とができる。
2. 本会会則は昭和46年3月21日より施行する。
3. 一部改正した本会会則は平成4年11月1日より施行する。
4. 一部改正した本会会則は平成13年4月1日より施行する。
5. 一部改正した本会会則は平成21年4月1日より施行する。
ただし、終身会費については、平成22年度4月入学生より施行する。
6. 一部改正した本会会則は平成22年4月1日より施行する。
7. 一部改正した本会会則は平成31年4月1日より施行する。
8. 一部改正した本会会則は令和7年2月1日より施行する。

個人情報の取り扱いについて

大垣女子短期大学より取得した会員の個人情報の取り扱いについては、
同窓会事務局が責任を持って管理し、その利用については同窓会通信等の送付・
同窓会の諸活動の連絡等に限るものとし、それ以外には使用することはありません。